

令和3年度実施施策に係る政策評価書

(環境省R3-28)

施策名	目標6-1 環境リスクの評価					
施策の概要	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価する。					
達成すべき目標	①一般環境中の化学物質の残留状況を調査し、基礎資料として施策の策定に活用する。 ②化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 ③化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	6,582	6,217	6,260	6,260
		補正予算(b)	516	600	600	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	7,098	6,817	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	7,012	6,634	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	①化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R3年度	×
		-	89	97	95	81	72	80	
	年度ごとの目標値		/	80	80	80	80	80	/
	②環境リスク初期評価実施物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R3年度	○
		-	12	17	16	15	15	14	
	年度ごとの目標値		/	12	14	14	14	14	/
	③内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数(累積)	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R3年度	×
		132	175	184	198	209	219	220	
	年度ごとの目標値		/	140	160	180	200	220	/
	④子どもの健康と環境に関する全国調査の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R14年度	○
		-	参加者追跡率(96%)	参加者追跡率(96%)	参加者追跡率(95%)	参加者追跡率(95%)	参加者追跡率(94%)	全国10万組のデータ解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。	
年度ごとの目標		/	有機フッ素化合物類等の化学分析の実施	事業成果の情報発信及びフェノール類化合物類等の化学分析の実施	事業成果の情報発信及びフタル酸エステル代謝物等の化学分析の実施	事業成果の情報発信及び残留性有機汚染物質等の化学分析の実施	事業成果の情報発信及びピレスロイド系農薬代謝物等の化学分析の実施	/	
年度ごとの目標		/	参加者のフォローアップ及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①化学物質環境実態調査では、分析法を開発し完成に至ったものから調査を行っている。R3年度の実績は72物質・媒体について調査を行ったが、目標値を下回っている。これは、分析法の開発が難航してR3年度の調査に至らないものが多かったことによるが、他方、R4年度は分析法が完成に至ったものが増えたため、令和4年度は調査を行う物質が増える予定である。 ②環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、15物質について環境リスク初期評価を取りまとめ、公表し、目標を達成した。 ③化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえた評価対象物質の選定数について、平成28年6月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応— EXTEND2016 —」(EXTEND2016)で想定した内容を概ね達成した。(R3年度までの累積:目標値220、実績219) ④子どもの健康と環境に関する全国調査については、フォローアップ状況を示す指標である追跡率を高値で維持できており、また、化学物質の分析も進捗しており、目標を達成した。
	施策の分析	①一般環境中における有害性の高い化学物質による環境汚染状況(SGD目標14、15)を明らかにすることで、環境リスク評価や化審法等の規制対象物質の検討、選定(SGD目標12)に活用されるとともに、化学物質が環境を通じて人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすことを「環境リスク」と捉える(SGD目標11)ことで、当該リスクを総体的に低減させる(SGD目標3、17)ことに貢献している。 ②環境リスク初期評価については、令和3年度までに405物質について評価を取りまとめ、公表している。評価結果について、必要に応じて関係部局等に情報提供することで、環境を経由した化学物質による影響の未然防止に寄与している。 ③EXTEND2016に基づき選定した内分泌かく乱作用に係る評価対象物質について有害性評価を行い、当該物質のリスク評価・リスク管理の手法の検討に向けて、有用な知見を得た。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査では、調査における参加者の追跡率を高値で維持し、データ解析を行うための化学物質の分析も順調に進めているところ。着実に調査の解析に必要なデータの蓄積や分析が進むことで、調査の効果的な実施につながり、ひいてはこれらが次世代育成に係る健やかな環境の実現に寄与している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①化学物質環境実態調査については、今後も引き続き省内関係課室から調査の要望があった化学物質等について、着実に一般環境の残留状況を調査する。 ②環境リスク初期評価については、引き続き、省内関係課室の要望も踏まえて化学物質の初期評価を実施する。 ③内分泌かく乱作用に係る評価については、今後も引き続きEXTEND2016に基づき選定した対象物質について有害性評価を行い、当該物質の適切なリスク評価・リスク管理に向けて、その手法の検討に資する有用な知見を得る。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査については、引き続き着実な調査の実施と計画的な化学物質の分析を進める。また、調査の進捗に応じて収集・分析したデータから得られた成果を社会に還元する。 【測定指標】 ①化学物質対策に係る各種施策を行う上で、必要となる基礎データの提供状況について測定可能な指標として、今後も引き続き「化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数」を指標とする。 ②環境リスク初期評価については、引き続き、環境リスク初期評価実施物質数とする。 ③引き続き、EXTEND2016に基づき、化学物質の内分泌かく乱作用について文献調査等を踏まえて選定した評価対象物質の累積の選定数を指標とする。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査については、調査参加者の追跡率と化学物質の分析の実施状況を測定指標とする。

学識経験を有する者の知見の活用	①化学物質環境実態調査については、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいている。 ②環境リスク初期評価に関しては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいている。 ③化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会において専門的な検討をいただいているところ。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査については、エコチル調査企画評価委員会等において、本調査の企画、実施内容の評価及び本調査の成果の情報発信に係る方策等について、検討いただき、調査の内容等に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	①令和3年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第27回)資料2-3) ②化学物質の環境リスク評価(第20巻) ③「令和3年度第2回化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」資料等 ④参加者ステータス集計表(コアセンター作成)、研究の進捗について(令和3年度第2回エコチル調査企画評価委員会資料1-3)
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室	作成責任者名	高澤哲也(環境安全課長) 清水 貴也(環境リスク評価室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------------------------	--------	----------------------------------	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-29)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理					
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性のある化学物質については、血液・尿のモニタリングにより、人体へのばく露量を継続的に把握する。さらに、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。					
達成すべき目標	①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。 ②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。 ③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、 ④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。 ⑤人の血液・尿のモニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。					
施策の予算額・執行額等	区分		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	864	939	958	914
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	864	939	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)		798	772	(※記入は任意)	-	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	①化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数	基準値	実績値					目標値	達成	
		H23年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	-	
		-	191	208	210	176	199	-		
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/	
	②有害性評価困難な化学物質の試験法の開発及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		H25年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R3年度	○	
		試験法の調査・検討	試験法の比較検討	課題への対応、試験法案の検証	試験法案の検証・OECDへの提案準備	標準化のためのデータ提供	SPSF案の提出	SPSF案の提出		
	/	課題への対応の検討、試験法案の改善	課題への対応、試験法案の検証	試験法案の検証・OECDへの提案準備	標準化のためのデータ提供、SPSF案の作成	SPSF案の提出	/			
	年度ごとの目標		/	課題への対応の検討、試験法案の改善	課題への対応、試験法案の検証	試験法案の検証・OECDへの提案準備	標準化のためのデータ提供、SPSF案の作成	SPSF案の提出	/	
	③PRTR対象物質の環境への総届出排出量・移動量(トン)の把握	基準値		実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	-	
		-	387,101	391,342	384,054	353,725	-	-		
年度ごとの目標		/	-	-	-	-	-	/		
④化学物質アドバイザーの派遣数	基準値		実績値					目標値	達成	
	R元年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	- 年度	×		
	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする	17	20	16	10	10	直近3年間の最大実績数			
	/	27	24	23	20	20	/			
年度ごとの目標値		/	27	24	23	20	20	/		

測定指標	⑤化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R3年度	
		-	3,218	3,267	4,678	4,800	6,494	3000	
	年度ごとの目標値		調査計画の見直しのための検討を実施	3,000	3,000	3,000	3,000		○

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①化審法に基づくスクリーニング評価においては、毎年、製造輸入数量が10t超となった物質を対象に、生態毒性に関する有害性クラスの付与又は見直しを行っている。令和3年度に有害性クラス付与等を行った物質数は199物質であり、これは、評価対象物質のうち有害性情報が得られない物質や評価方法が定まっていない物質を除く評価可能な物質の全てである。 ②ヨコエビ試験法のOECDテストガイドライン化について、令和3年度のOECD WNT(ナショナルコーディネーター作業部会)に提出したSPSF(標準プロジェクト提出様式)案は令和4年4月のWNTで正式に採択されており、試験法登録に向けての目標を達成している。 ③PRTR制度については、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進と環境汚染の未然防止に向けた集計・公表を着実に実施した。対象物質の環境への排出量・移動量は長期的には減少傾向にあるが、近年では前年度比で排出量・移動量が増加した年もあることから、引き続き取組を継続していく必要がある。 ④令和2年度及び令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響により対面でのリスクコミュニケーションの場が減少してしまった結果、目標とする派遣数が達成できなかったが、Web会議形式で開催するなど、新たな取り組みを開始している。今後はこのような取組も推進し、目標達成を目指す。 ⑤化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、令和3年度に得られた生体試料(血液・尿)の化学物質分析データ数は6494であり、目標を達成している。
	施策の分析	①化審法に基づき、毎年度スクリーニング評価を着実に実施している。 ②難水溶性の物質や揮発性の高い物質など、毒性試験を行うのが困難な物質に対する試験手法の検討及び従来法との結果の比較を毎年実施しており、正確な有害性評価に貢献している。 ③PRTR制度に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進することで、環境保全上の支障の未然防止に貢献することにより、目標6「安全な水とトイレを世界中に」、目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標12「つくる責任つかう責任」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」に寄与している。身の回りの化学物質の排出量・移動量の把握により、国民等がリスクコミュニケーションの重要性を認識することができる。 ④化学物質アドバイザーについては、PRTR制度により化学物質の排出量・移動量を国民等が把握できるようになっていることを踏まえて、地域のリスクコミュニケーションの促進の支援に貢献している。一方で、年度ごとの派遣数については大きな増加は見られないので、より一層の周知が必要である。 ⑤化学物質の人へのばく露モニタリング調査においては、人体へのばく露量データの収集・解析・公表を通じ、化学物質に関する国民の理解を深めることに寄与している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①化学物質のリスク管理を推進するため、化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を着実に進めていく。 ②有害性の評価を行うのが困難な物質に対し、引き続きその試験手法の検討・比較を行っていく。 ③PRTR制度による化学物質管理の実効性を担保するため、引き続き、排出量・移動量の抑制に向けた取組に努める。 ④リスクコミュニケーションのより一層の推進を図るため、引き続き、化学物質アドバイザーの制度の周知に努める。 ⑤化学物質のリスク管理を推進するため、引き続きばく露モニタリング調査のデータ収集・解析を行い、化学物質に関する国民の理解の促進に努める。 【測定指標】 ①引き続き、化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数を測定指標とする。 ②引き続き、有害性評価が困難な物質に対する試験法の比較検討を着実に進める。 ③事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果を把握するため、引き続き、化管法第一種指定化学物質の届出排出量・移動量を測定指標とする。 ④引き続き、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標とする。 ⑤化学物質の日本人の体内中の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得るため、化学物質の人へのばく露モニタリング調査の進捗を目標として設定し、国民の理解の促進を図る。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>①厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会(食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会科学部室調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質小委員会)において、有識者の審議を踏まえて生態毒性に関する有害性クラスを付与している。</p> <p>②試験結果の比較検討は、国立環境研究所等の有識者の知見を踏まえて行っている。</p> <p>③環境省、経済産業省、厚生労働省の3省合同の審議会において化管法の対象物質の見直しについて検討を行い、令和2年8月の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて」(答申)に基づき、政令改正した(令和3年10月公布)。</p> <p>④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、専門家による検討会を設置し、調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①生態影響に関する優先度判定(第219回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料1-4)、優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のスクリーニング評価結果(第219回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料3)、生態影響に関する優先度判定(人健康影響のみが指定根拠の優先評価化学物質)(第219回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料4-4)、スクリーニング評価におけるデフォルトの有害性クラスを適用する一般化学物質の候補物質について(第219回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会参考資料2)</p> <p>②令和3年度OECDにおける生態影響の新規試験法に関する開発・検討業務報告書</p> <p>③特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて(令和2年8月、中央環境審議会答申)、令和2年度PRTRデータの概要―化学物質の排出量・移動量の集計結果―</p> <p>④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査結果について</p>
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室・ 環境保健企画管理 課化学物質審査室	作成責任者名	高澤哲也(環境安全課長) 清水 貴也(環境リスク評価室長) 久保 善哉(化学物質審査室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	---	--------	---	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-30)

施策名	目標6-3 国際協調による取組				
施策の概要	化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、水銀に関する水俣条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。				
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングするとともに、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。				
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	769	783	715	719
	補正予算(b)	▲1	▲5	▲2	-
	繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
合計(a+b+c)	769	778	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	750	709	(※記入は任意)		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)				

測定指標	①POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度(一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R3年度	○
			-	14	20	13	11	11	
		年度ごとの目標値	/	16	16	16	13	11	
	②途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	-
			0	4	5	7	8	9	
		年度ごとの目標値	/	4	6	8	-	-	
	③GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)	基準値	実績値					目標値	達成
		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-年度	×
		177	150	172	144	180	170		
年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	180		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり			
	施策の分析	<p>(判断根拠)</p> <p>①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施している。令和3年度は、今までの調査結果等をふまえて、POPs条約対象物質及び候補物質の中から11物質を選定調査を行い、目標値を達成した。</p> <p>②水銀対策について、MOYAIイニシアティブに基づき、日本の技術や経験を活かした国際展開業務を実施しており、令和3年度も新たな協力プロジェクトを形成・支援した。案件形成に向けて、調査等を進めてきていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、海外渡航ができず、案件形成の見通しを立てにくい状態であるため、令和2年度から目標値を空欄としている。</p> <p>③化審法、化管法等においてリスクが懸念されている物質について、GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施し、目標値を概ね達成した。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>①POPs条約の対象物質の増加に対応しつつ、条約の内容に照らし、条約事務局に提出する有効性評価及び国内の汚染状況の把握のため、POPsモニタリングを今後も継続して行う。</p> <p>②我が国が持つ技術・知見等のリソースの把握・活用を進め、各国に対する水銀に関する水俣条約の締結促進並びに、自国の実態評価及び対策の実施の推進に資する取組を国際機関等とも連携して行う。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①今後も引き続き、「一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数」を指標とする。</p> <p>②相手国の内部手続、我が国との会計年度の違い、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により案件形成のタイミングがずれるケースもあるが、世界の水銀対策を推進する目的から、今後も引き続き、「途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数」を指標とする。</p> <p>③今後も引き続き、最新の情報に基づき「GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)」を指標とする。</p> <p>③国連GHS文書は2年毎に改定されているところ、常に最新の分類基準に基づいたGHS分類を今後も継続して行う。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	<p>①有識者からなる「POPsモニタリング検討会」、「新規POPs等研究会」を開催し、その検討結果を施策に反映させている。</p> <p>②水銀に関する水俣条約については、水銀モニタリングに関する国内検討会や、会期間の専門家会合への有識者の参画により、条約の効果的な実施に向けた知見のインプットを行っているほか、途上国向けのワークショップにおいて有識者による講義を取り入れている。</p> <p>③GHS分類に関して、毎年国連で開催されているGHSに関する会合に参加した学識経験者から最新の情報を入手し、施策に反映させている。</p>				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①「化学物質環境実態調査のあり方について」(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第15回)資料2-6)</p> <p>①令和3年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第27回)資料2-3)</p>				
担当部局名	環境保健部 環境安全課・環境保健企画管理課水銀対策推進室	作成責任者名	高澤哲也(環境安全課長) 吉崎仁志(水銀対策推進室長)	政策評価実施時期	令和4年8月

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-31)

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策					
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	632	490	499	499
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	▲11	11	-	-
		合計(a+b+c)	621	501	499	-
執行額(百万円)	463	367	345	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について(平成15年12月16日閣議決定) 第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	1 A事案区域等における環境調査等件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	
		-	10	5	8	7	9	-	
	年度ごとの目標	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	達成	○	
測定指標	2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	
		-	147	145	145	144	144	-	
	年度ごとの目標	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	達成	○	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ・A事案区域等における環境調査等件数:地権者からの要望に基づき、9件の環境調査等を実施した。 ・医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業):茨城県神栖市における緊急措置事業(ジフェニルアルシン酸に起因すると考えられる健康影響)については、その健康不安の解消等に資することを目的として、144名に医療手帳を交付した。
	施策の分析	A事案区域等における環境調査等は地権者からの要望に基づき、医療手帳交付は健康影響がある住民の要望に基づき、ともに着実に実施している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①A事案区域等における環境調査等は、平成15年の閣議決定等に基づき、引き続き、地権者の要望に着実に対応を行っていく。 ②神栖市における緊急措置事業は、平成15年の閣議決定等に基づき、引き続き、住民の要望に着実に対応を行っていく。 【測定指標】 ①A事案区域等における環境調査等については、引き続き、環境調査等の件数を測定指標とする。 ②神栖市における緊急措置事業については、引き続き、医療手帳の交付件数を測定指標とする。

学識経験を有する者の知見の活用	・有識者等による「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」及び「ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会」において、今後の方向性等について検討いただいている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「ジフェニルアルシン酸(DPAA)等のリスク評価第5次報告書」(神栖市緊急措置事業)
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室	作成責任者名	高澤哲也(環境安全課長) 清水 貴也(環境リスク評価室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------------------------	--------	----------------------------------	----------	--------